第十条第二項第一号中「外国法人（」を「外国法人等（外国法人（」に改め、「同じ。）」の下に「又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号及び第三号中「外国法人」を「外国法人等」に改め、同条第三項中「外国法人に」を「外国法人等に」に改め、同項第一号及び第二号中「外国法人」を「外国法人等」に改め、同項第三号中「含む。）」の下に「又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（その親族その他その個人と特殊の関係のある者を含む。）」を加える。

第二十条の二の十九の見出しを「（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）」に改め、同条中「第七十二条の二十一第五項第一号」を「第七十二条の二十一第六項第一号」に改め、同条第五号中「第七十二条の二十一第五項第二号」を「第七十二条の二十一第六項第二号」に改める。

第二十条の二の二十（見出しを含む。）中「第七十二条の二十一第五項第二号」を「第七十二条の二十一第六項第二号」に改める。

第二十条の二の二十一第一項中「当該特定内国法人の資本金等の額」の下に「（法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項中「当該特定内国法人の資本金等の額」の下に「（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）」を加える。

第二十条の二の二十三第一項中「第七十二条の二十一第一項」の下に「及び第二項」を加え、「、同項」を「、同条第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「金額」の下に「と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」」を加え、同条第二項中「第七十二条の二十一第五項」を「第七十二条の二十一第六項」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十一第六項」を「第七十二条の二十一第七項」に改める。

第二十条の三第一項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法第五十七条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法第五十七条第十一項の項中「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十七条第十二項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十七条第十三項	第十一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第十一項

第二十条の三第一項の表法人税法第五十八条第六項の項中「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十八条第七項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十八条第八項	第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第六項

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十二項第一号ハの項中「第五十九条第二項又は第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十七項の項中「第百十二条第十八項の項中「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法第五十八条第七項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十八条第八項	第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第六項

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十二条第一項第二号	同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第六項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十二項第一号ハの項中「第五十九条第二項又は第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十二条第十三項	法第五十七条第六項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第六項
	連結欠損金個別帰属額（同項に規定する連結欠損金個別帰属額	個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額
	連結欠損金個別帰属額のうち	個別欠損金額のうち

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第十七項の項中「第百十二条第十七項」を「第百十二条第二十三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十八項の項中「第百十二条第二十四項」に改め、同条第三項中「九年」を「十年」に改め、同条第四項中「第百十二条第十四項から第十六項まで」を「第百十二条第二十項から第二十二項まで」に改める。

第二十一条第一項中「九年」を「十年」に改める。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の九第十一項、」を削り、同条第二項中「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第十一項、」及び「第六十八条の九第十一項、」を削る。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の四第十一項、」を削る。

第三十二条の二第四項第四号及び第三十二条の三第四項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月」に改める。

第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に次の一条を加える。

法人税法第五十八条第七項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法第五十八条第八項	第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第六項

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十二項第一号ハの項中「第五十九条第二項又は第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十七項の項中「第百十二条第十八項